

中野区立学校 日本語指導ガイドライン

2026

中野教育委員会

目次

◆基本理念・方針

- ▶ 基本理念……………3
- ▶ 基本方針……………4

◆現状と課題

- ▶ 外国籍児童生徒の在籍状況
(推移・学校別人数)……………6

◆指導の目的

- ▶ 日本語指導の目的……………8
- ▶ 言語能力の育成(生活言語・
学習言語)……………9
- ▶ よりよい学校生活への配慮…10

◆支援体制と役割

- ▶ 中野区の支援策(現行・今後)
……………11
- ▶ 校内体制の整備……………15
- ▶ 教職員の役割……………16

◆指導までの流れ

- ▶ 指導開始までの流れ・フロー
……………19
- ▶ 日本語学級設置校……………21
- ▶ 日本語学級への入級手続…22
- ▶ 日本語学級への入級受入れフロー
……………23

◆指導の内容

- ▶ 指導内容・コース……………24
- ▶ 個別の指導計画の作成……………27
- ▶ 指導時数・体系・体制……………29
- ▶ 担当教員の1日の様子(小・中学校)
……………30
- ▶ 教材・資料の活用……………32

◆評価と終了

- ▶ 学習評価と指導の見直し……………34
- ▶ 指導の終了……………35

◆参考情報

- ▶ 用語集……………36
- ▶ 参考資料……………38

基本理念

人権尊重と多文化共生

区内在住の外国につながるのある児童生徒が増加する中、すべての児童生徒が自分らしく安心して学び、成長できるよう言葉や文化の違いを大切にしながら、日本語の指導に留まらず、児童生徒の人権尊重と多文化共生の視点を持った教育を推進する必要があります。

そのため、中野区教育委員会は、母語・母文化を含む多様な背景を尊重しつつ、学校への円滑な適応を図るとともに、学校において友達や教員等との豊かな関わり中で、社会で生きていくために必要な日本語の能力や学力等を育ていける体制づくりを目指します。

(参考)

日本は1979年に国際人権規約※を批准し、その締結国として全ての子どもの基本的人権としての学習権を保障する必要があります。外国人児童・生徒の保護者が公立の義務教育諸学校への就学を希望する場合には、日本人児童・生徒と同様に無償で受け入れることとし、教育を受ける機会を保障するとしています。

※国際人権規約 経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（A規約）から一部抜粋

基本方針

学校全体での指導

外国につながりのある児童生徒が安心して学び、生活できるようにするために学校全体で「異文化理解」「多文化共生」「人権の尊重」などの教育が必要不可欠です。違いを認め合い、互いに支え合える共生を目指した学級、学校を推進します。

児童生徒に合わせた柔軟な受け入れ

入学や転入・編入の際に日本語の理解度を確認し、必要な支援をすぐに始められるようにします。母語や学習歴、生活環境などをふまえた個別のサポートを大切にします。

継続的で計画的な指導

「文化的言語的に多様な背景を持つ外国人児童生徒等のための対話型アセスメントDLA」（以下「DLA」とする。）などのツールを活用し、児童生徒の日本語力に応じた指導計画を立てて支援します。教科学習とも連携し、授業に参加できる力を育てます。

基本方針

多様な指導方法と 支援スタッフの配置

個別指導や少人数グループ、大人数での集団指導など、児童生徒に合った方法で学べるようにします。専門の教員に加え、日本語指導員や通訳者などの支援スタッフも活用します。

教職員の専門性向上と 校内体制の整備

定期的な研修や指導事例の共有を図り、教職員の専門性を高めます。また、校内に日本語指導体制を整備し、教職員がそれぞれの役割を認識・共有した上で組織的に児童生徒を受け入れる体制を構築します。

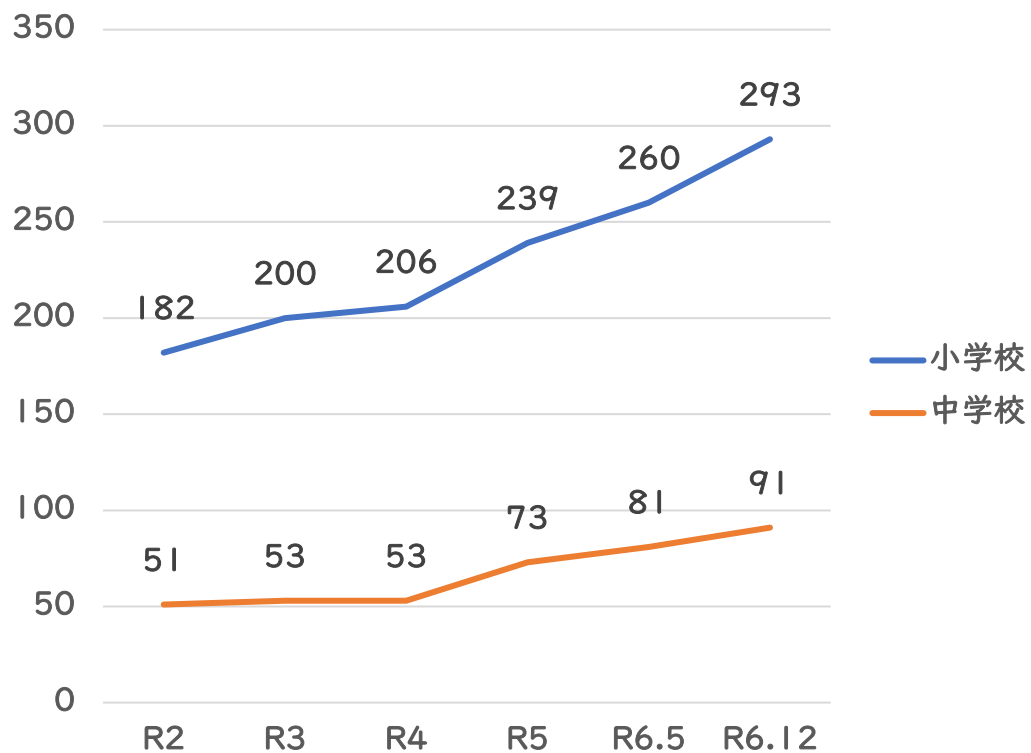
保護者・地域と連携した支援

保護者にはさまざまな方法で学校や教育委員会の取り組みを伝え、協力体制をつくります。中野区国際交流協会（以下「ANIC」とする。）との連携も継続し、地域とともに支援を進めます。

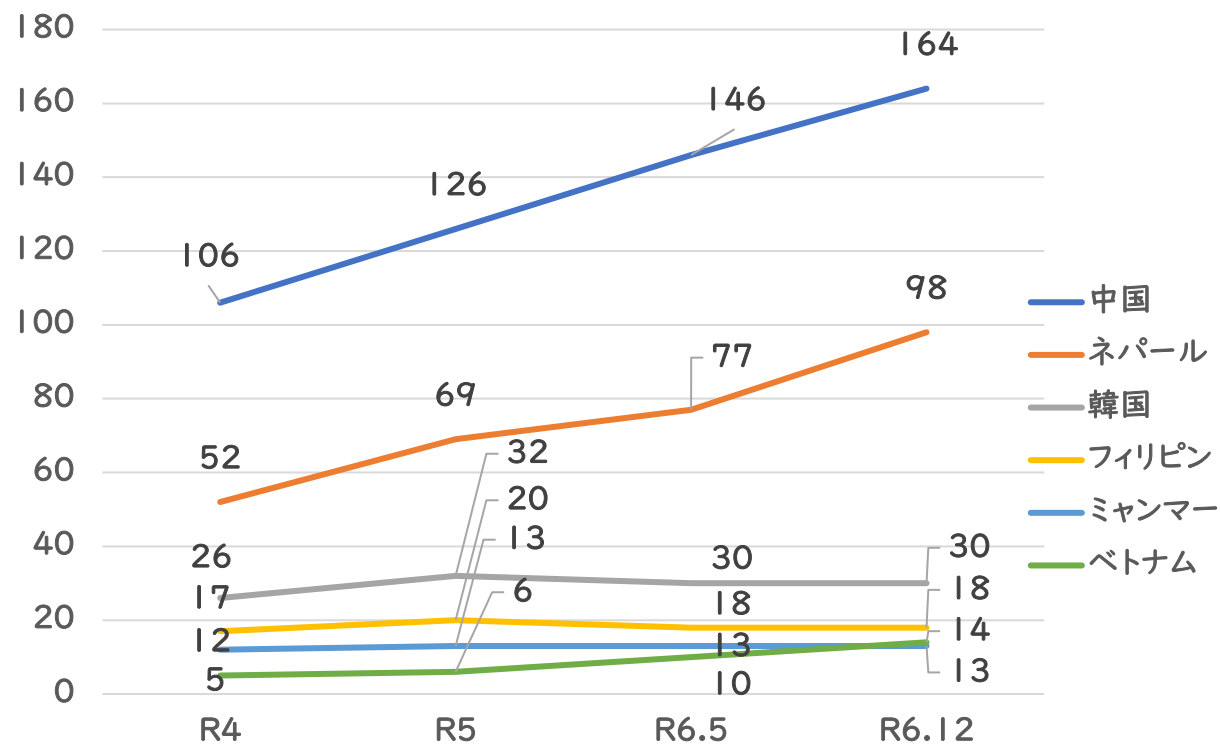
外国籍児童生徒の在籍状況（推移）

令和6年12月時点で、中野区立学校に外国籍の児童生徒は384人在籍しており、この5年間で約1.6倍に増えています。国籍は多い順に中国、ネパール、韓国、フィリピン、ミャンマー、ベトナムです。特にこの3年間で中国は約1.5倍、ネパールは約2倍に増えています。

区立学校の外国籍児童生徒の人数



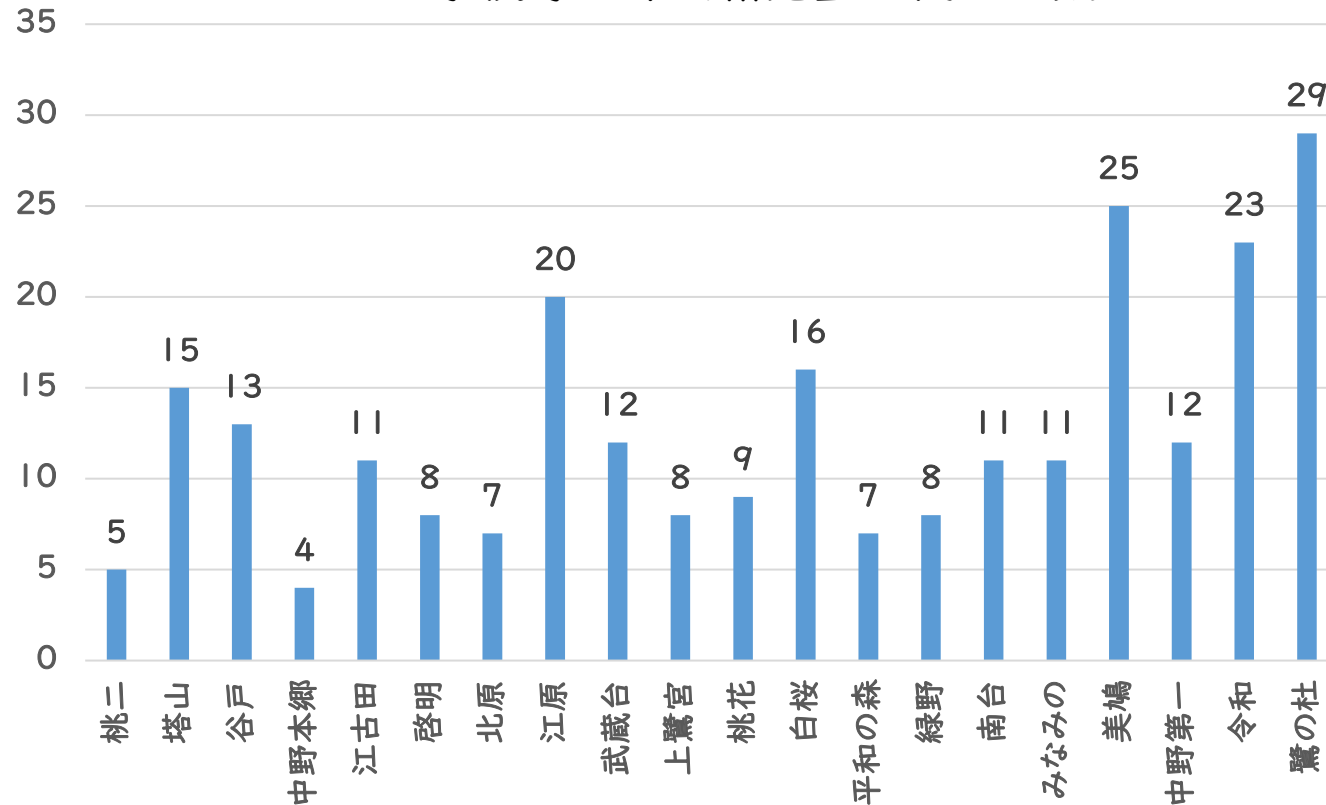
区立学校の国籍別児童生徒の人数



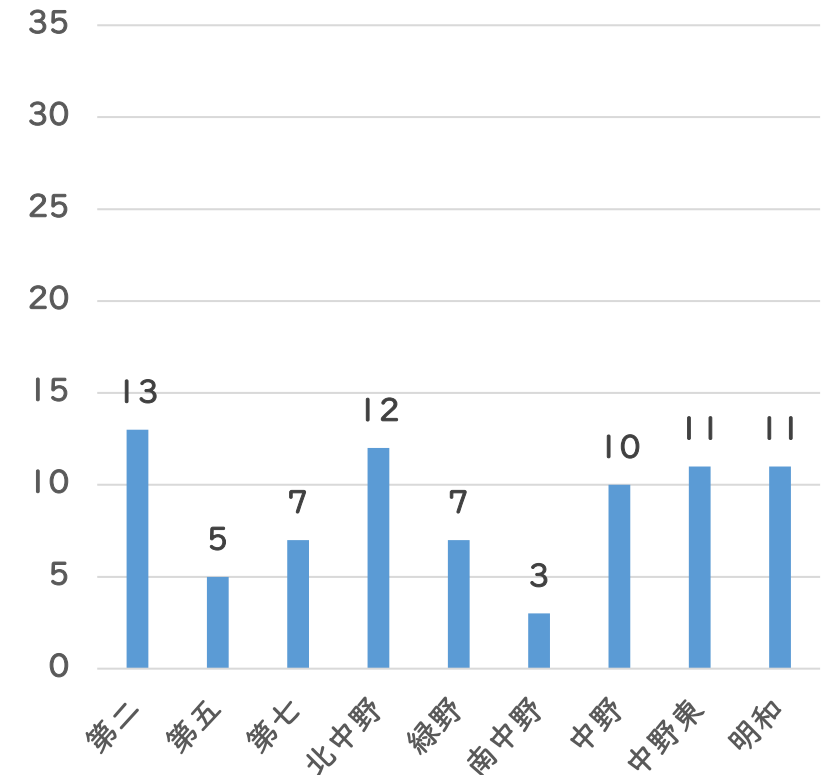
外国籍児童生徒の在籍状況（学校別人数）

令和6年、外国籍の小学生は、すべての区立小学校に在籍しており、北部エリアと中部エリアに外国籍児童が多く在籍している学校が見られます。外国籍の中学生はすべての区立中学校に在籍しており、在籍生徒数が少ない学校はあるものの、エリアごとの傾向は見られません。

区立小学校毎の外国籍児童生徒の人数



区立中学校毎の外国籍児童生徒の人数



日本語指導の目的

3つの目的

日本語指導の主な目的はつぎの3つのことばの力を育成することです。児童生徒が安心して学校・社会生活を送り、学習活動や社会活動に主体的に取り組めるよう支援します。

生活言語能力の習得

学校・社会生活を円滑に営むためのことばの習得 ≡ 生活言語能力

学習言語能力の習得

教科の授業に参加し、学習に取り組むためのことばの習得 ≡ 学習言語能力

総合的な言語能力の育成

アイデンティティ形成・自己実現のために、ことばを使う力の育成

言語能力の育成（生活言語・学習言語）

ことばの力の計画的な育成

「生活言語能力」は、日常の生活の中で教職員や他の児童生徒などとの会話を通して習得できると言われています。しかし、「学習言語能力」は、日常の生活の中では身に付きにくく、日本語指導コーディネーターが中心となり、校内外での計画的な支援が必要です。

生活言語能力

日常生活のことば。日常的で具体的な内容について、口頭でやり取りする力を育成する。

学習言語能力

授業のことば。言語で理解したり、表現したりする力や情報を分析したり関係付けたりしながら自分の考えを構成し判断するといった思考を支えることばの力を育成する

文部科学省外国人児童生徒等教育に関する研修後動画コンテンツを参考

よりよい学校生活への配慮

日本語指導が必要な児童生徒が、安心して学校生活を送れるよう、安心できる人・場所をつくり、言語や学校及び生活の文化等の違いから感じる戸惑いや不安をできるだけ取り除くとともに、自己肯定感を醸成できるように配慮することが求められます。

安心できる人・場所	<ul style="list-style-type: none">・教職員に限らず自分を受け入れ、安心させてくれる人の寄り添い・在籍学級や特別な指導を行う「日本語学級」、保健室などの場所の確保
自己肯定感の醸成	<ul style="list-style-type: none">・かけがえのない存在であることを児童生徒自身が実感できるような配慮・児童生徒が認められる場、活躍できる場等の設定・母語・母文化や文化的背景への配慮
学習のための言語習得	<ul style="list-style-type: none">・成人の日本語学習者とは異なり母語（あるいは第一言語）が習得途上であることへの理解・学習に必要な日本語の力は、簡単に身に付くものではないことへの理解
学力の向上	<ul style="list-style-type: none">・日本語による学力の積み重ね・学習保障に対する教職員の共通認識

資料

東京都教育委員会
「日本語指導推進のためのガイドライン」P14

東京都教育委員会「日本語指導推進のためのガイドライン」を参考

中野区の支援策（現行・今後）

これまでの取組み

中野区では、これまでANICと連携し、日本語指導員や通訳の派遣を行ってきました。また、区長部局によるAI多言語通訳システムの提供も進められています。中野東中学校では区内に在住する帰国生徒を受け入れて日本語指導等を行っています。さらに、教育委員会では、東京都教育委員会の研究指定を受け、効果的な日本語指導法の開発と普及に取り組んできました。

これからの取組み

令和8年度からは、増加する日本語指導が必要な児童生徒への対応として、ニーズ調査の結果を踏まえ、区立小・中学校に日本語学級を設置します。あわせて、「日本語指導サポートデスク」を開設し、日本語指導が必要な児童生徒が学校生活を円滑に始められるよう支援を行います。

中野区が行う支援策①

学校のガイダンス

「日本語指導サポートデスク」では、新たに外国から転・入学してきた児童生徒及びその保護者を対象に、日本の学校生活に関するガイダンスを実施するとともに、児童生徒の日本語能力や学習状況などを確認します。

日本語学級の設置

区内では、つぎの4校において在籍する児童生徒に対して担当教員が取り出しによる日本語指導を行います。
(小学校:南台小学校、令和小学校、鷺の杜小学校、中学校:中野東中学校)

通学指定校変更の認可

居住地の学区内に日本語学級設置校がない児童生徒が日本語学級への入級を希望する場合は、通学指定校を変更し、日本語学級設置校に在籍することが可能です。

中野区が行う支援策②

日本語指導員の派遣

ANICの日本語指導員を各学校に派遣して授業中に週1~3回、個別で約2時間の日本語や教科補習等の取り出し指導を行います。

通訳者の派遣

ANICの通訳者を各学校に派遣して転入学時の説明、個人面談、保護者会などにおける通訳を行います。

日本語教室の開催

ANICの日本語指導員が区有施設の会議室で週2回の小集団による日本語指導を行います。

中野区が行う支援策③

AI多言語通訳システムの提供

AI多言語通訳システムを希望する児童生徒のタブレット端末で利用できるようにします。

日本語指導の研究指定

東京都の「日本語指導推進のためのガイドライン」の内容に基づき、校内体制の構築、指導方法の改善、教員の専門性向上等に資する研究を進めています。

帰国生徒の受入れ

区立中野東中学校では区内に在住する帰国生徒を受け入れて日本語指導等を行っています。

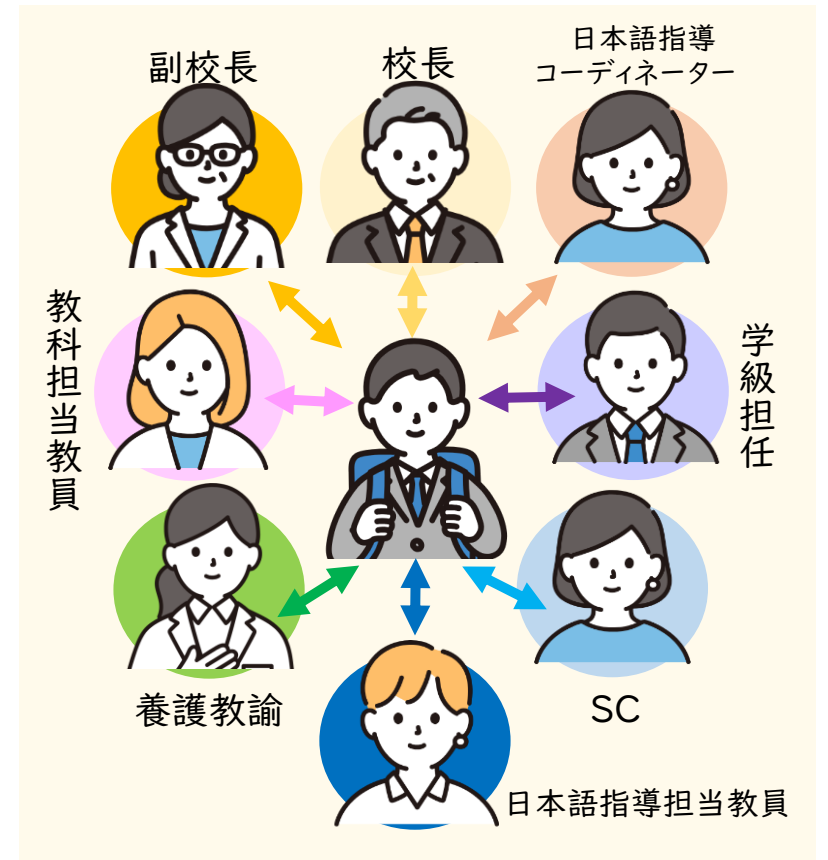
校内体制の整備

学校全体で見守る体制

児童生徒の学級や校内での適応状況を把握し、すべての教職員が挨拶や声かけなど、日常的な小さな働きかけを行うことが大切です。児童生徒に「元気がない」などの変化が見られた場合には、スクールカウンセラーへの相談など、適切な対応を検討する必要があります。当該児童生徒に関する情報については、教職員間で共通理解を図り、学校全体で温かく見守る体制を整えることが求められます。

外部機関との連携

日本語指導の体制構築にあたっては、校内の支援体制を整備するとともに、学校を取り巻く関係機関や支援施設（社会福祉分野を含む）と連携し、より効果的な指導・支援が行えるようにすることが重要です。

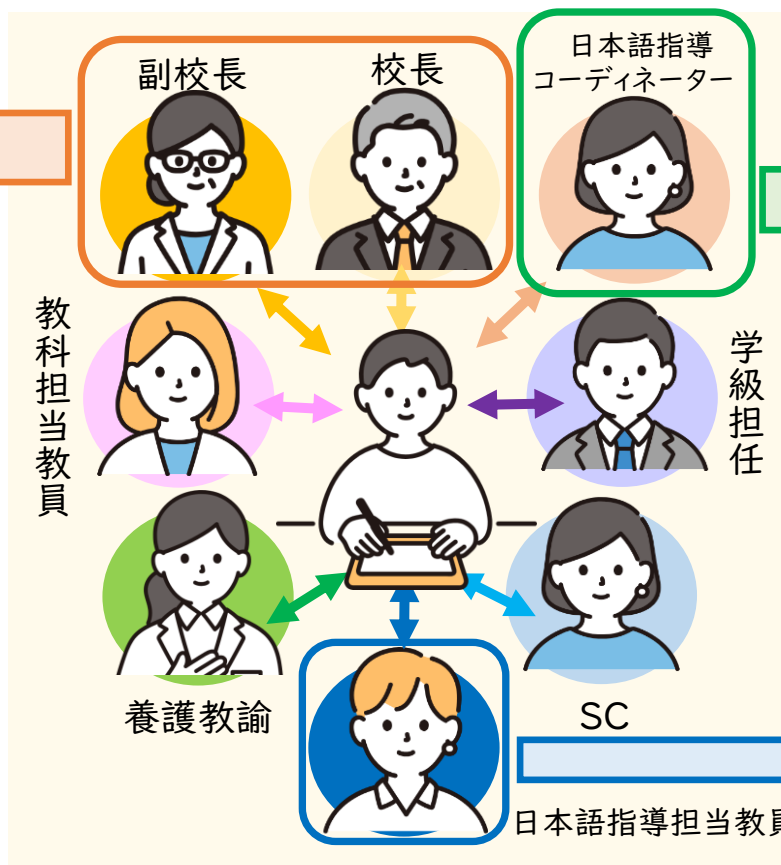


教職員の役割（学校管理職）

日本語指導に対して明確なビジョンをもち、温かく受け入れ、日本語指導、学校生活への適応指導、校内体制の整備、保護者や外部機関との連携などにおいて、リーダーシップを発揮することが求められます。

～管理職の役割～

- ・ 全教職員で取り組む指導・支援体制の構築
- ・ 日本語指導の支援制度の理解と活用
- ・ 保護者との信頼関係の構築
(児童・生徒や保護者を安心させる面接等)
- ・ 日本語指導に関わる教員への声掛け
- ・ 地域連携のコーディネート
- ・ 外国人児童生徒等教育の学校経営方針や校務分掌への位置付け
- ・ 他校との連携（他校通級の場合）など



P17へ

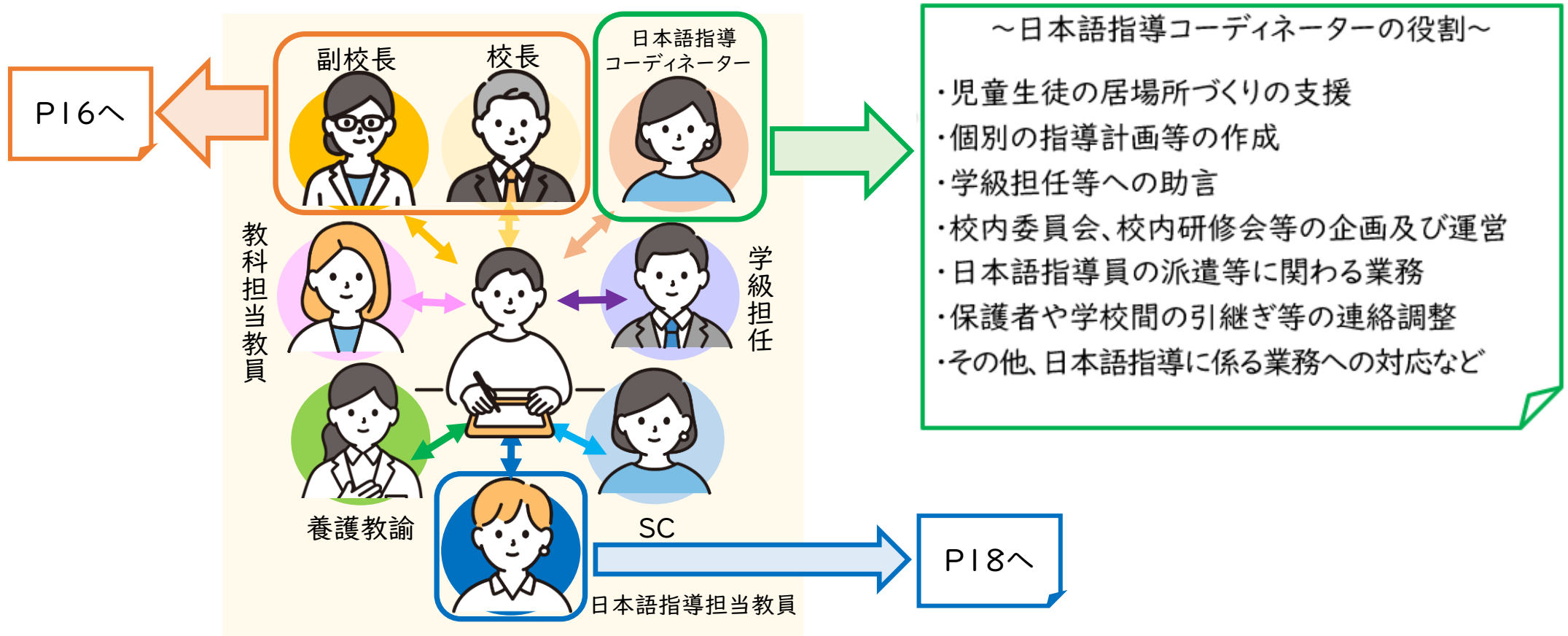
資料

文部科学省
「外国人児童生徒
受入れの手引き」
P12

P18へ

教職員の役割（日本語コーディネーター）

日本語学級などでの児童生徒の指導成果や様子を学校全体で共有し、児童生徒の居場所づくりや文化的背景に配慮した生活指導・進路指導に、すべての教職員が組織的に取り組むことが求められます。

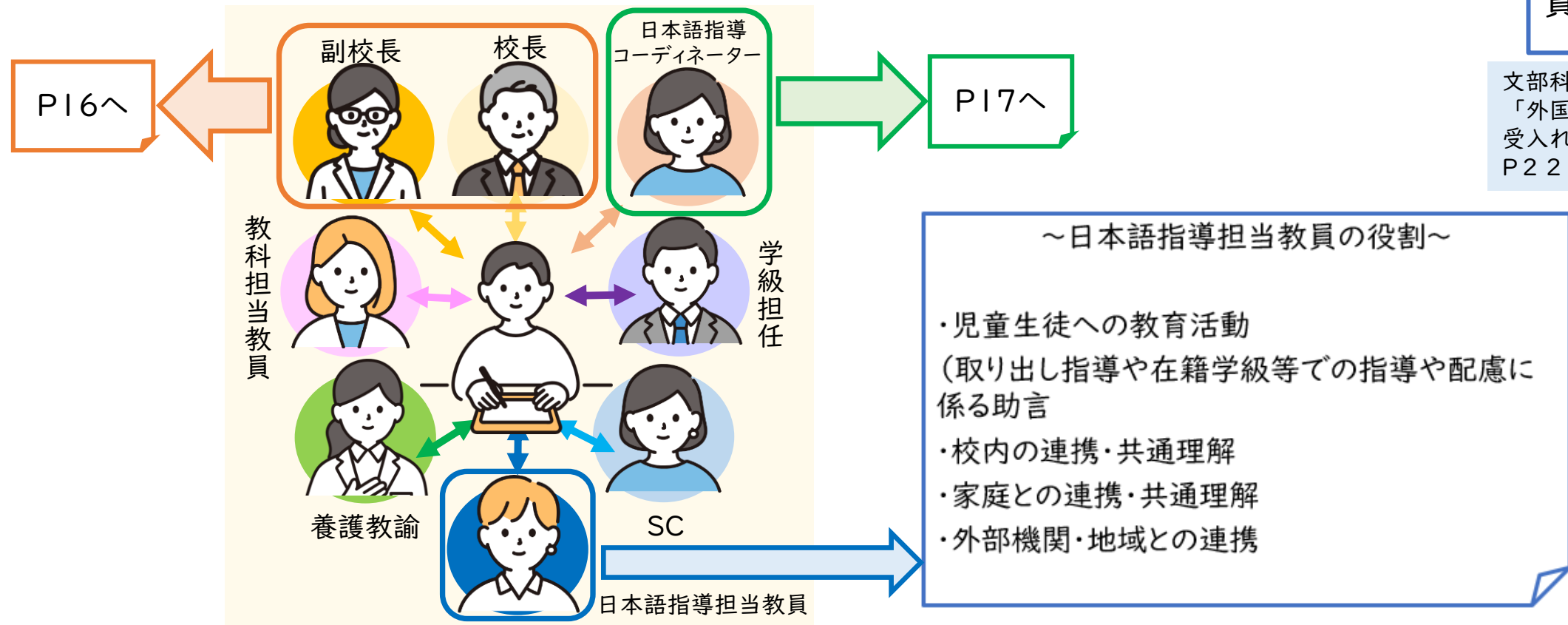


教職員の役割（日本語指導担当教員）

日本語指導担当教員は、日本語学級での指導を主な業務としています。日本語の能力の育成の他、在籍学級での児童生徒の様子を把握・調整したり、保護者や関係機関と連携を図ったりするなど、児童生徒が学校・社会生活を円滑に送れるよう、さまざまな支援を行います。

資料

文部科学省
「外国人児童生徒
受入れの手引き」
P22



指導開始までの流れ

校長の責任のもとで判断

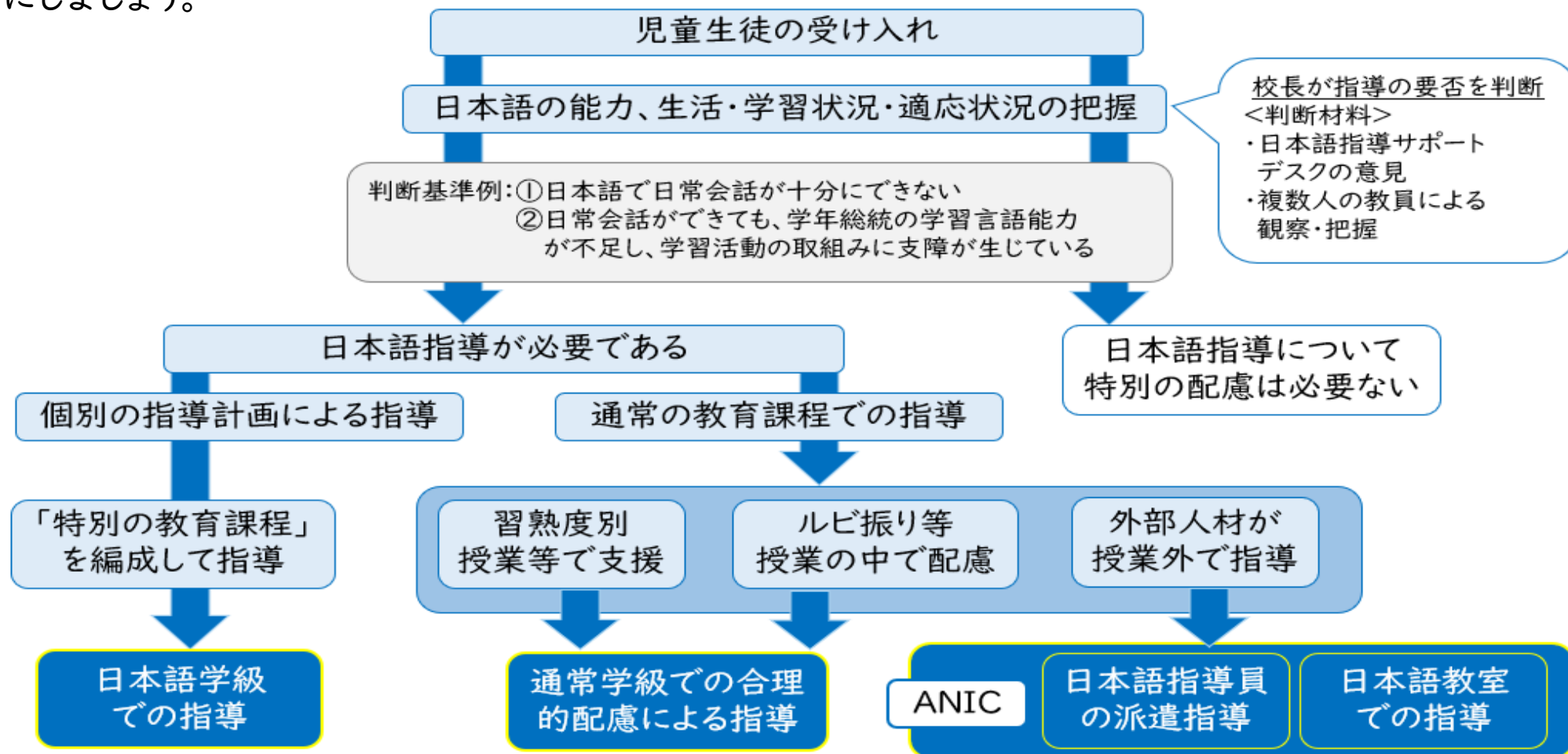
日本語指導が必要な児童生徒への支援方法は多様であり、各学校において適切な対応を行う必要があります。日本語指導の実施の可否については、保護者の意向を踏まえながら校長の責任のもとで判断されます。

多面的な理解

校長が指導の要否を判断する際には、「日本語指導サポートデスク」によるアセスメントなどを参考にしながら、日本語指導担当教員、学級担任、各教科の担当教員など複数の教職員と連携し、児童生徒の日本語の能力や学校生活への適応状況などを多面的に把握します。その上で、得られた情報や評価結果に基づいて判断を行います。

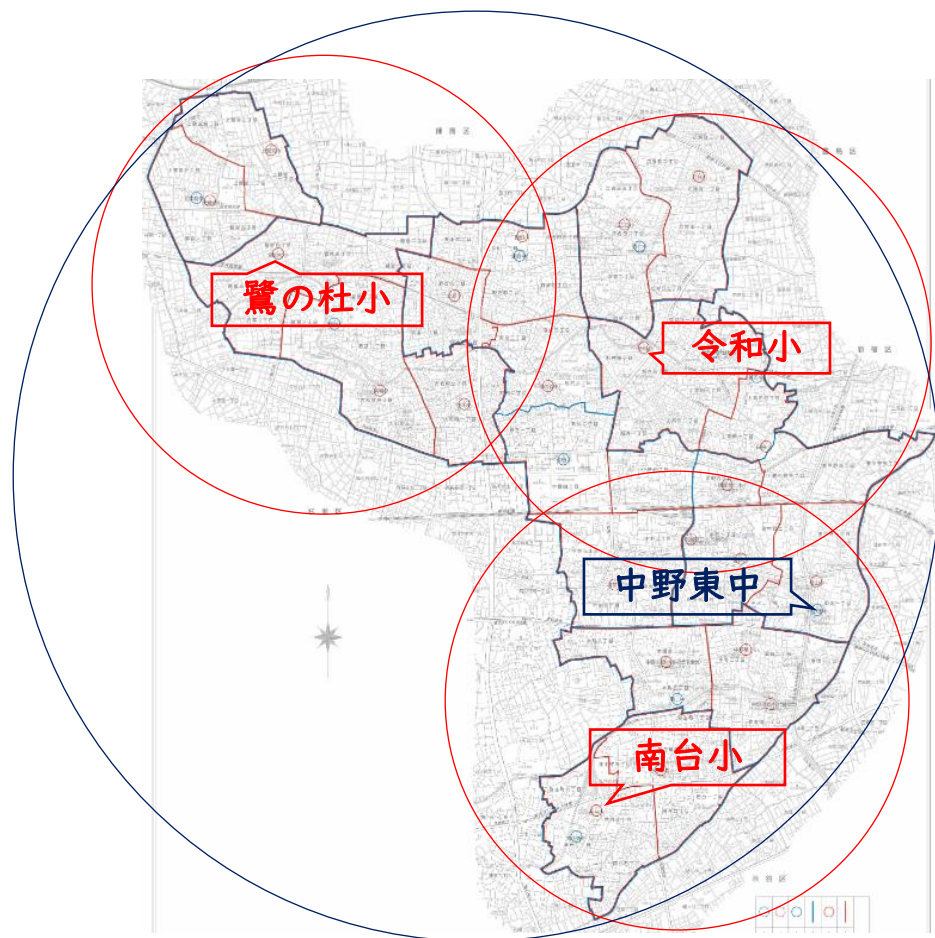
指導開始までのフロー

「日本語指導開始までのフロー」を参考にして一人ひとりの児童生徒の状況に応じて適切な支援が受けられるようにしましょう。



日本語学級設置校

日本語学級を4校に設置し、児童生徒を在籍学級から取り出して日本語指導を行います。なお、児童生徒が日本語学級に入級する場合は通学指定校変更を認めることとします。



【設置校と通級する学校】

設置校	連携校
鷺の杜小	上鷺宮小、武蔵台小、美鳩小、北原小、啓明小
令和小	平和の森小、白桜小、桃園第二小、江原小、江古田小、緑野小
南台小	みなみの小、中野第一小、中野本郷小、塔山小、桃花小、谷戸小
中野東中	区立全中学校

日本語学級への入級手続

保護者の意思確認

入級を希望する児童生徒については、まず在籍校が保護者と面談し、日本語学級のことを説明した上で入級の意味を確認します。児童生徒が設置校以外に在籍している場合、指定校変更の希望の有無を確認します。保護者の意向を確認したら設置校へ連絡・調整した上で設置校の校長へ申請書を送ります。

設置校での入級判定

設置校は保護者と面談して児童生徒の日本語能力などを把握するとともに在籍校からの情報や日本語指導サポートデスクの意見、日本語学級の在籍人数等も踏まえて入級を判断します。在籍校の校長に連絡・調整した上で入級者名簿に入力し教育委員会と共有します。教育委員会は在籍校及び設置校の校長の意見を踏まえて入級を許可します。

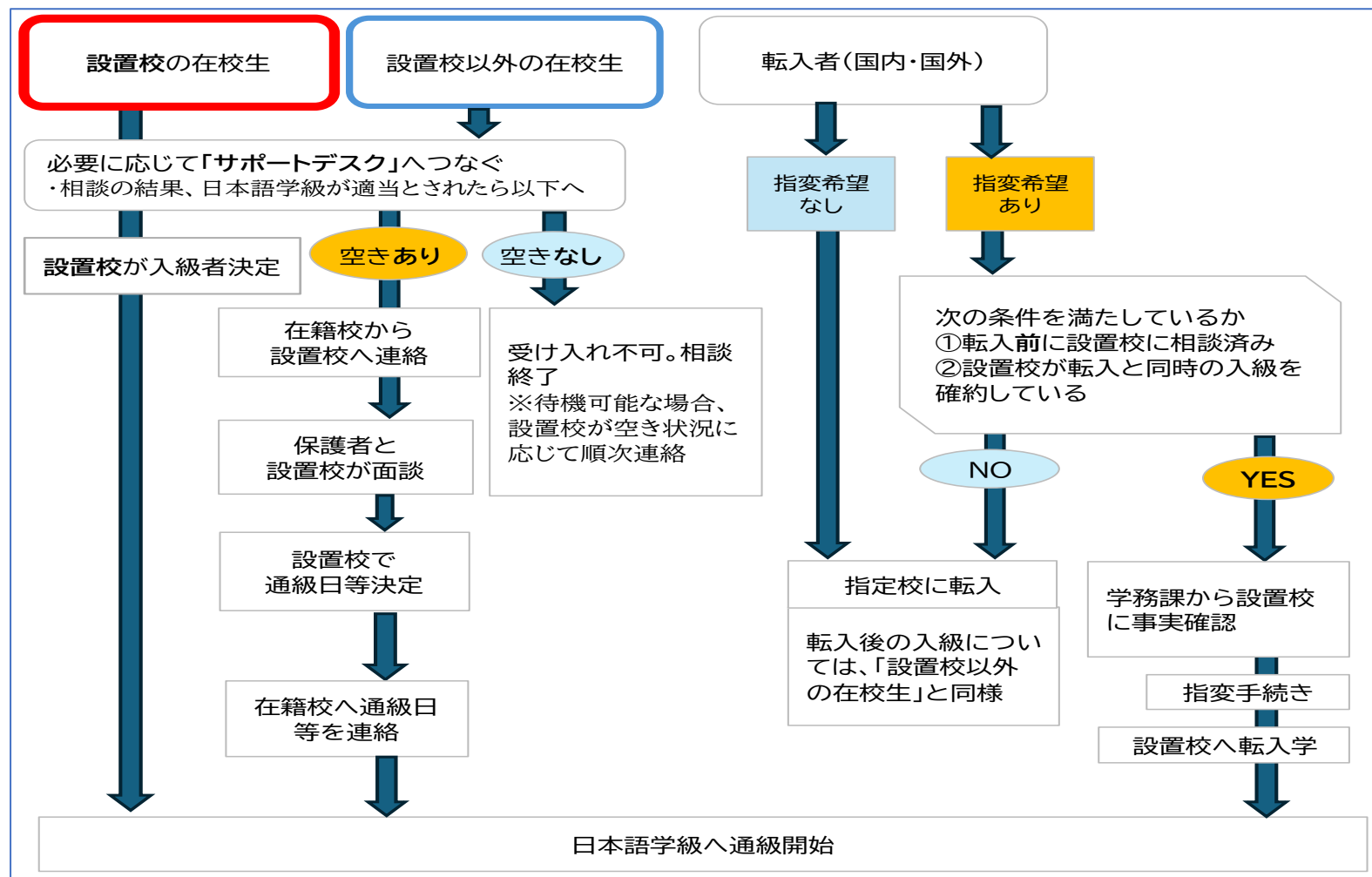
<保護者に説明する際の留意事項>

後のトラブルを避けるためにつきのことを必ず伝えてください。

- 設置校以外から通級する場合、保護者の付き添いを必須とします。
- 指定校変更する場合、原則として卒業まで継続して在籍することとします。日本語指導終了後も設置校に在籍し続けます。

日本語学級への入級受入れフロー

つぎのフローを参考にして日本語指導が必要な児童生徒が円滑に日本語学級に入級できるようにしましょう。



＜入級を待機する
児童生徒がいた場合＞

日本語学級の児童生徒が多くなりすぎた場合、入級を待機することになります。空きが出た場合、申請順に入級することになります。設置校は在籍校を經由して保護者に連絡し、入級の調整をします。

指導内容

学校生活に必要な日本語 (サバイバル日本語)

挨拶や教室内の物品名、健康・安全に関する語彙など、日常的なコミュニケーションに必要な日本語を習得します。自分の名前をひらがな・カタカナで書く練習や、掲示物の文字を理解する力の育成も含まれます。

学習に必要な日本語 (日本語基礎)

発音、文字・表記、語彙、文型などの基礎的な日本語を段階的に指導します。「読む」「書く」「聞く」「話す」の4技能をバランスよく育成し、教科内容の理解を支援します。

技能別日本語

「読む」「書く」「聞く」「話す」の4技能のうちどれかに焦点を絞って育成します。

資料

東京都教育委員会
「日本語指導推進
のためのガイドラ
イン」P54

指導内容

JSLカリキュラム (Japanese as a Second Language)

日本語学習と教科学習を統合したカリキュラムで、在籍学級の担任や教科担当と連携して指導計画を立てます。児童生徒の日本語能力や学習状況に応じて柔軟に対応します。

教科の補習学習

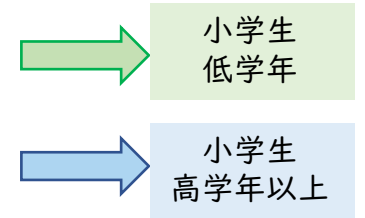
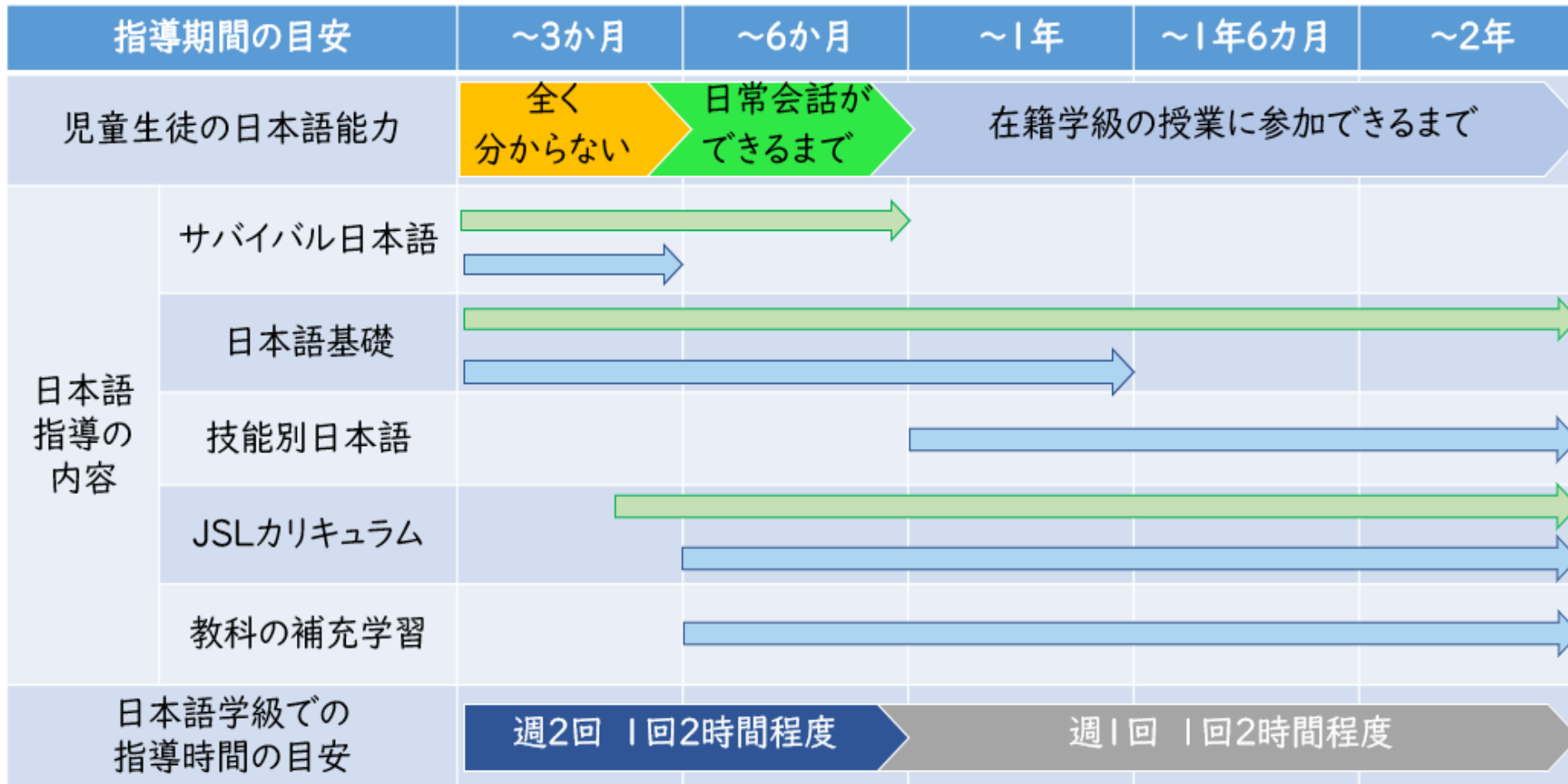
児童生徒が通常学級での学びに円滑に参加するために予習的な指導を行い、授業内容を事前に理解し、学習への不安を軽減します。また、復習的な指導を行い、授業で学んだ内容を整理・定着させ、理解を深めます。

日本や諸外国の文化理解

日本の伝統的な文化や共に学ぶ児童生徒の母国の文化について児童生徒間の交流を通して互いに理解を深めます。

指導コース

指導にあたり、目標を設定し、期間、頻度などを決めると同時に、どのプログラムをどの程度指導するか、コース設計し、実施することが大切です。以下はコース設計の一例です。



資料

文部科学省
「外国人児童生徒受入れの手引き」
P34

資料

東京都教育委員会
「日本語指導推進のためのガイドライン」P57

個別の指導計画の作成

特別の教育課程の編成

日本語指導が必要な児童生徒は、それぞれ言語や文化的背景、日本語能力、教科等の学習への参加の程度が異なるため、一人ひとりに応じた指導計画を作成する必要があります。また、その計画に基づいて実施した指導が適切であったかどうかを評価し、計画を見直すためにも指導計画の作成は重要です。「特別の教育課程」により日本語指導を行う場合は、児童生徒の在籍する学校において、校長の責任のもとで指導計画を作成し、教育委員会に提出します。

教職員の連携による作成

個別の指導計画は、日本語指導担当教員や学級担任・教科担当教員等が連携して計画するようにします。なお、他校等に児童生徒が通って「特別の教育課程」による日本語指導を受ける場合であっても、指導計画の作成は児童生徒の在籍する校長の責任のもとで作成するものとします。東京都が示す【東京都版】個別の指導計画（個人調書・様式1・様式2）は、すべて東京都教育委員会のホームページからダウンロードできます。

資料

東京都教育委員会
ホームページ

【東京都版】個別の
指導計画（個人調
書・様式1・様式2）

参考様式

参考として東京都が示す【東京都版】個別の指導計画（個人調書・様式1・様式2）を掲載します。

個人調書(個票)					
1年組番	2年組番	3年組番	4年組番	5年組番	6年組番
名前(本名・呼称)					
生年月日					
来日年月日					
現住所					
緊急連絡先		保護者携帯 保護者勤務先			
学校から連絡する際の留意点					
家族構成(一緒に住んでいる家族)					
国籍					
家庭内使用言語					
在留資格 ◆ (就労制限の有無、有効期限等)		□家族滞在 □定住 □永住 □その他() 就労制限(有 無) 有効期限()			
滞在期間・予定					
日本語学習歴					
出身国での学習					
好きな教科					
苦手な教科					
得意なことや趣味					
将来の希望・進路					
病歴・アレルギー					
通学の方法		□徒歩 □自転車 □バス □電車(最寄り駅)			
日本語以外に支援が必要な事柄					
文化・宗教上の配慮事項					
部活動 ◇					
アルバイト・労働状況 ◆					
その他					
※ ◆ 高校生のみ、◇ 中学生及び高校生のみ					

個別の指導計画(参考様式)					
様式1(児童・生徒に関する記録)					
氏名		生年月日		平成 年 月 日 出生地	
住所		連絡先			
入国年月日		平成・令和 年 月 日		学校受入年月日 平成・令和 年 月 日	
国籍		在留資格等 □家族滞在 □定住 □永住 □その他()			
家族構成	続柄	氏名	国籍	本人との言語 日本語理解の状況・備考	
家庭への連絡		□日常的な連絡が日本語で可能		□行事や進路面談の連絡が日本語で可能	
		□「やさしい日本語」で連絡が可能		□お知らせなどは通訳文書が必要	
		□行事や進路面談などで通訳が必要		□その他()	
就学状況		特記事項			
年齢	学習歴	就学前の状況、本国の学校、外国人学校での就学状況など			
0					
1					
2					
3					
4					
5					
6					
小1	7				
小2	8				
小3	9				
小4	10				
小5	11				
小6	12				
中1	13				
中2	14				
中3	15				
高1	16				
高2	17				
高3	18				
学校内外での支援状況					
進路希望					
その他					

個別の指導計画(参考様式)												
様式2(指導に関する記録)												
フリガナ		作成者		作成日		令和 年 月 日		更新日		令和 年 月 日		
児童・生徒名												
学日 本 語 の 目 録	日本語 の 目 録	A 生活適応とコミュニケーションのための日本語		B 学習に参加し思考するための言語		C 自己実現とアイデンティティ形成を支える日本語						
年間指導計画												
1学期			2学期			3学期						
月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
特別の教育課程による日本語指導												
指導者												
指導場所	指導時数											
単位数*	一部に替える	単位	加える	単位	合計	0	単位					
一部に替える教科・科目・単位数*												
「特別の教育課程」以外の教育課程内の指導(習熟度別指導、入り込み指導等)												
上記以外の日本語指導等												
キャリア教育・多文化教育活動等												
日本語指導												
指導内容・方法に関する評価及び学習状況の評価等												
一般の教科等												

資料

東京都教育委員会
「日本語指導推進のためのガイドライン」P47

指導時数・体系・体制

指導時間数・指導体系

週1～2回、1回1～2時間程度、在籍学級から取り出して日本語学級で指導します。

指導体制

日本語指導担当教員（教員免許保持者）と指導アシスタントが協力して指導にあたります。
1対1の個別指導を基本として、必要に応じて小グループ指導も行います。



資料

東京都教育委員会
「日本語指導推進
のためのガイドラ
イン」P18

担当教員の1日の様子(小学校)

3-3 日本語指導の指導・支援の実際

小学校

○日本語指導担当者の1日の様子(例)

校時	1	2	3	4	給食	5	6
通級児童	他校通級 6年生 3名 2時間	→	自校通級 2年生 2名 1時間	自校通級 1年生 1名 1時間		他校通級 5年生 2名 2時間	→

・他校通級(週1~2回、1回2時間で指導を実施)



当日の連絡ファイル等で
在籍校での取組、児童の様子
を確認します。



1・2校時 3人への指導
1校時 ②日本語基礎、
③技能別日本語
2校時 ④内容と日本語の
統合学習(教科志向型)
様子を見ながら、授業記録
を付けます。
授業終了後、児童を見送り、
保護者に様子も伝えます。

※①生活のための日本語
②日本語基礎
③技能別日本語
④内容と日本語の統合
学習(トピック型・
教科志向型・プロ
ジェクト型)

これらの指導プログラ
ムについては、第5章
を参照



3・4校時 自校の児童
1時間ずつ指導します。
(自校通級)

5・6校時 2人への指導
5校時 ②日本語基礎、
③技能別日本語
6校時 ④内容と日本語の
統合学習(教科志向型)
様子を見ながら、授業記録
を付けます。
授業終了後、児童を見送り、
保護者に様子も伝えます。

放課後
気になることは電話等で、
在籍校へ報告・相談します。

次の日の授業準備とともに、
担当者間での報告・連絡・
相談をします。

地区の日本語指導コーディネーター研修会で、
各校の教員と情報を共有します。



日本語指導を推進する上で大切なことは、

- ・児童の実態把握
- ・個に応じた指導
- ・在籍学級担任や保護者との連携 です。

○学級担任との連携

- ・連絡ファイルを活用して、児童の学習の様子を伝えて
います。
- ・その日に学習したことが分かるように、学習の記録以
外、ワークシートやノートのコピーも一緒にファイル
にして渡しています。



○保護者との連携

- ・保護者は、いつでも学習の様子を参観できます。また、学期末に面談をしています。

○中学校との連携

- ・引き続き、中学校で日本語学級へ通級する児童については、保護者の理解の下、
3学期末に、個別の指導計画等を基に、児童の日本語の力、学習の様子などの情
報を中学校の教員と共有しています。

○幼稚園・保育園との連携

- ・就学時健康診断、新1年生保護者会等で、日本語指導を必要とする幼児がいた場合、
後日、幼稚園・保育園等との引継ぎ会で、日本語に関する情報も聞き取ります。

・自校通級(週1~4回、1回1時間で指導を実施)

担任から前日までの様子、
配慮事項等、簡単に聞き取
ります。
(前日、もしくは朝)

3校時 2人への指導
②日本語基礎、
④内容と日本語の統合学習
(教科志向型)
様子を見ながら、授業記録
を付けます。
授業終了後、自分の教室へ

4校時 1人への指導
①生活のための日本語、
④内容と日本語の統合学習
(教科志向型)
様子を見ながら、授業記録
を付けます。
授業終了後、自分の教室へ

適宜、給食や掃除等、
学級での児童の様子を観察
します。

放課後
授業記録を担当へ
児童の様子を伝え、日本
語学級での事前学習によ
り、教科で発言できる場
面等を確認します。

次の日の授業準備と共に、
担当者間での報告・連
絡・相談をします。

生活指導部会等で、全教
職員に児童の状況を共有
します。

資料

東京都教育委員会
「日本語指導推進
のためのガイドラ
イン」P39

東京都教育委員会
「日本語指導推進の
ためのガイドライ
ン」から抜粋

担当教員の1日の様子(中学校)

3-3 日本語指導の指導・支援の実際

中学校

○日本語指導担当者の1日の様子(例)

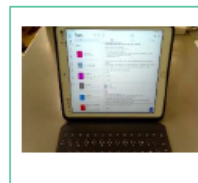
校時	1	2	3	4	給食	5	6
通級生徒	自校通級 1年生 1名 1時間	自校通級 1年生 2名 1時間		担当者間 打合せ	学級での 様子を 観察	他校通級 1年生 1名 2時間	→



日本語指導を推進する上で大切なことは、校内外に関わらず担当教員間で絶えずコミュニケーションを図り、生徒の支援を継続的に行うことです。また、小・中の日本語学級間での連携も、継続的な指導を行う上で重要です。

○他校通級の連携の工夫

- ・他校通級生については、個人情報に留意して、指導を行ったその日に授業記録をデータ作成し、在籍校の管理職や担任にメール等で伝えていきます。
- ・月末にはその月の通級日一覧表や、来月の通級予定表を作成、在籍校の管理職や担任に送付しています。



○Teamsの活用

- ・日本語学級に在籍する生徒一人一人のチームを作成し、様々な連絡やコミュニケーションを取るための手段として活用しています。
- ・チームのメンバーは生徒本人、日本語学級担当教員、担任、管理職です。

○小学校日本語学級との連携(例)

・教員間の連携

- 年間2回行われる日本語学級担当教員研修会に参加
- 年間2回行われる学区内の小・中教員交流会で情報共有
- 3学期に新中学1年生についての引継ぎ

・児童・生徒同士の交流や保護者との関わり

- 小・中の日本語学級合同で行われる交流会への参加
- 小学生に向けて「中学校の生活について紹介する」スピーチ
- 入学前に不安を感じている保護者との面談

資料

東京都教育委員会
「日本語指導推進のためのガイドライン」P40

東京都教育委員会
「日本語指導推進のためのガイドライン」から抜粋

教材・資料の活用

教材は、教員の自作教材の他、児童生徒向けの日本語指導教材（東京都作成）、各学年の教科書、市販のドリル教材（次ページ参照）などを見童生徒の実態に応じて組み合わせて使用します。

児童生徒用



「たのしいがっこう」

教員用指導資料



「日本語指導ハンドブック」

資料

東京都教育委員会
「日本語指導推進
のためのガイドラ
イン」P70

教材・資料の活用

日本語指導が必要な児童・生徒への指導で使用されている教材等を参考に掲載します。

教材名	出版社
日本語学級1	凡人社
日本語学級2	凡人社
ひろさんのたのしいにほんご1	凡人社
ひろさんのたのしいにほんご2	凡人社
ひろさんのたのしいにほんご1 教師用指導書	凡人社
ひろさんのたのしいにほんご2 教師用指導書	凡人社
外国人児童生徒のための支援ガイドブック	凡人社
中学生のにほんご 教科編	スリーエーネットワーク
中学生のにほんご 学校生活編	スリーエーネットワーク
中学生のにほんご 社会生活編	スリーエーネットワーク
みんなの日本語初級Ⅰ第2版 教え方の手引	スリーエーネットワーク
みんなの日本語初級Ⅱ第2版 教え方の手引	スリーエーネットワーク
みんなの日本語初級Ⅰ第2版	スリーエーネットワーク
みんなの日本語初級Ⅱ第2版	スリーエーネットワーク
にほんご絵じてん	コスモピア
学校生活のためにほんご やまのぼり	学事出版

教材名	出版社
みえこさんのにほんご 名詞の絵カード	三重県国際交流財団
形容詞の絵カード50	三重県国際交流財団
動詞の絵カード100	三重県国際交流財団
どこでも、だれでも日本語指導「日本語指導の基礎」	三重県国際交流財団
かんじ だいすき(一)～(六) 漢字カード・絵カード	国際日本語普及協会
レベル別日本語多読ライブラリーレベル0～3 Vol.1～3	アスク出版
今すぐ役立つ! 日本語授業 教案の作り方	アルク出版
いちばんやさしい日本語教育入門	アスク出版
がっこうのにほんご 絵カード200	ココ出版
明鏡国語辞典	大修館書店
新・絵入りひらがな五十音	全教図
新・絵入りカタカナ五十音	全教図
書き込める! 地図 小さな島も載せました!	マーブルケイ
ことばあわせ	奥野かるた店
もじもじ博士No.1	奥野かるた店

学習評価と指導の見直し

定期的な見直し

日本語学級での指導は、原則として2年間とされていますが、児童生徒の習熟度に応じて、2年未満での退級や延長が行われることもあります。この期間中、児童生徒の学習成果や成長を今後の指導・支援に生かすためには、定期的に形成的評価および総括的評価を実施し、取り出し指導等の回数や期間を見直すことが求められます。

資料

東京都教育委員会
「日本語指導推進
のためのガイドラ
イン」P52

アセスメントツールの活用

日常の指導においては、授業観察、学習活動での発表、学習成果物などを通じて、児童生徒が知識やスキルをどの程度活用できているかを評価し、その結果を授業改善に反映させます。また、一定期間の指導を経た後には、日本語能力がどの段階にあるかを把握するために、たとえばDLAなどのアセスメントツールを活用して確認を行います。

資料

東京都教育委員会
「日本語指導推進
のためのガイドラ
イン」P44

指導の終了

将来を見据えた継続的な支援

指導の終了にあたっては、開始時と同様に、教育課程の編成・実施・管理の責任を担う校長のもと、日本語指導担当教員や学級担任など複数の教員が関与し、多面的・多角的な視点から判断することが求められます。なお、日本語指導が終了した後も、教科学習の支援の継続、進路支援、母語・母文化への配慮など、児童生徒の将来を見据えた支援の必要性について、継続的な検討が求められます。

資料

東京都教育委員会
「日本語指導推進
のためのガイドラ
イン」P52

用語集①

多文化共生	異なる文化的背景を持つ人々が互いに尊重し合いながら、共に社会の一員として暮らしていくことです。
「文化的言語的に多様な背景を持つ外国人児童生徒等のための対話型アセスメントDLA」	文部科学省が開発した日本語指導が必要な児童生徒の日本語能力を把握するための評価ツールです。ペーパーテストでは捉えきれない、多文化多言語の子どものことばの力を一対一の対話を通して捉えようとする支援つきの評価法です。
中野区国際交流協会(ANIC)	中野区にある国際交流団体のことです。外国人住民の生活支援、日本語教室、文化交流イベントなどを通じて、多文化共生社会の実現を目指しています。
AI多言語通訳システム	人工知能(AI)を活用して、複数の言語間でリアルタイムに通訳・翻訳を行うシステムです。学校や行政窓口などで、外国人とのコミュニケーションを円滑にするために導入しています。
日本語指導サポートデスク	日本語指導が必要な児童生徒やその保護者、または教職員向けに、日本語指導に関する相談や支援を行う窓口です。中野区教育委員会が設置しています。
通学指定校	児童生徒が住んでいる地域によって指定される通学先の学校のことです。
日本語指導員	日本語指導が必要な児童生徒に対して、日本語の習得を支援するスタッフのことです。ANICから学校に派遣されて日常会話から教科の学習に必要な日本語まで幅広く指導しています。

用語集②

学習のための言語	算数、理科、社会などを学ぶために必要な学術的・専門的な日本語のことです。日常会話とは異なり、学力を伸ばすために不可欠な言語能力です。
個別の指導計画	一人ひとりの児童生徒の学習状況やニーズに応じて作成される教育計画です。特別な支援が必要な子ども(外国籍、発達障害など)に対して、目標・方法・評価の仕方などを明確にします。
特別の教育課程	通常の学級での学習が難しい児童生徒に対して、特別な配慮をした教育内容や方法を提供するカリキュラムです。例:日本語指導が必要な子どもに対して、通常の授業の一部を日本語学習に置き換えるなど。
形成的評価	学習の途中で行う評価で、子どもの理解度やつまづきを把握し、指導に生かすための評価です。観察や会話、ワークシートなどを通じて行われます。目的は「成績をつける」ことではなく、「学びを深める」ことです。
総括的評価	学期末や学年末などに行う、学習の成果をまとめて評価する方法です。通知表の成績やテストの点数などがこれにあたります。形成的評価と対になる概念で、学習の結果を判断するために使われます。

参考資料

文部科学省：「外国人児童生徒の受入れの手引（改訂版）」（平成31年3月）

東京都教育委員会：「日本語指導推進のためのガイドライン」（令和6年6月）

横浜市教育委員会：「日本語指導が必要な児童生徒受入れの手引（改訂版）」（令和7年1月）

鈴鹿市教育委員会：「日本語教育ガイドライン」（令和2年4月）

ガイドライン作成に関わった人

○日本語指導が必要な児童生徒の適応支援検討委員会

南台小学校長 長尾 俊也
令和小学校長 小池 木綿子
鷺の杜小学校長 武智 直貴
北中野中学校長 尾石 智洋
中野東中学校長 津村 慶

○監修

東京学芸大学 教授 齋藤 ひろみ 様
NPO法人HATI JAPAN 多文化多言語の子ども発達支援
代表理事 東谷 知佐子 様
中野区国際交流協会 (ANIC)

○事務局

指導室長	井元 章二	学務課長	佐藤 貴之
統括指導主事	鎌形 孝二	学事係長	岡田 菜穂子
指導主事	高橋 雄哉	主任	泉 翔太

「中野区立学校における日本語指導ガイドライン」

令和8年3月

著作権所有者 中野区教育委員会 発行 中野区教育委員会事務局指導室・学務課